

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら東岸和田
岸和田市土生町二丁目 32 番 39

(2)大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行った日

令和 6 年 11 月 29 日

(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により令和 6 年 11 月 29 日付で届出のあった「そよら東岸和田」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により令和 6 年 11 月 29 日付で届出のあった「そよら東岸和田」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

小売業者の入替えにより来店車両の増加が見込まれる場合は、変更前に市に報告するとともに、必要に応じて来店車両の予測に係る調査を適切に実施するなど、駐車台数に不足が生じないようにすること。

また、今後、実際に駐車台数を減少させる場合には事前に市に報告するとともに、駐車場の出入口の数及び位置が変更となる場合は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項に基づく届出を行うこと。

以上